



### ①-1 申込受付

### 下記スケジュールにて<u>先着順</u>にご案内いたします

観覧日	空席公開日	受付開始日	受付終了日
令和6年5月15日(水)~7月18日(木) 令和7年2月20日(木)~3月11日(火)	令和6年 4月10日(水) 午前10:00~	令和6年 4月16日(火) 午前10:00~	観覧日の7営業日前

### ↓下記サイトにて、空席を公開しています

### 名古屋市科学館 幼児投影専用ページ

<u>http://www.ncsm.city.nagoya.jp/visit/planetarium/themes/infant.html</u> 名古屋市科学館>プラネタリウム>プラネテーマ>幼児投影





お知らせ

名古屋市科学館ウェブサイトはこちら

オンライン観覧券販売サイト

 (<u>https://ticket.ncsm.city.nagoya.jp/</u>)
 にアクセスし
 右上の「三」を選択してください

### ii )



「団体予約」を選択し 「学校団体の方はこちら」を 選択してください

### ①-3 申込受付



iii )

iv)

### 予約する団体情報の入力

来館する団体の情報を入力してください。

申込者メールアドレス 🔺

「@ticket.ncsm.city.nagoya.jp」ドメインから、お申込み完了もしく

### 必要事項をすべて入力し 「次へ」を選択してください

# 注) カメラマン・保護者の人数は「連絡事項」に入力してください(プラネタリウムは観覧できません)



### 

#### ○ 常設展示室

「プラネタリウム」を選択し 「次へ」を選択してください

次へ

### ①-4 申込受付



### 「常設展示室とプラネタリウム」を選択し 「来館日を選択する」を押してください



### vi)

<		2024年 4月				
B	月	火	水	*	金	ŧ
	1	2	3	4	5	6
28	29	30				

### 希望日を選択し 「選択する」をおしてください

選択する

# ①-5 申込受付

### 「常設展示室とプラネタリウム」を選択し 「来館日を選択する」を押してください



vii)

09:30

### ●投影回の選択

来館予定時間

~ 13:00

12:45

○:残席あり △:残席わずか ×:残席なし -:対象外



「幼児投影」の中で ご希望の投影回を選択してください ※予約開始日になると選択できるようになります

# ①-6 申込受付



「一般」に引率の方の人数 「未就学児(5歳以上)」に園児さんの人数 を入力してください

注) カメラマン・保護者の人数は含めないでください

viii)購入内容を確認し「次へ」を押してください

※ 引率の方の観覧料は 「減免申請書」を申請していただくと免除されます こちらでは、引率の方に料金が発生しています

# ①-7 申込受付

### ix)

#### 常設展示室とプラネタリウム

2024年07月02日(火)

#### [場所] プラネタリウム

区分	単価	数量	料金	
一般	¥800	3枚	¥2,400	
未就学児(5歲以上)	¥0	<mark>27枚</mark>	¥0	

料金小計:¥2,400





### 予約内容を確認し 「予約を確定する」を押してください

### ※ <u>「減免申請書」を申請していただくと</u> <u>引率の方の観覧料が免除されます</u>

こちらでは 引率の方に 観覧料が発生していますが 減免申請完了後 無料になります



# 先着順 【提出期限:観覧日の7営業日前】

# ④-1 減免申請書のご提出【観覧日決定後14日以内】

■予約内容確認 URL

https://ticket.ncsm.city.nagoya.jp/hist/

予約完了メールに文面にある 「予約確認URL」にアクセスしてください (<u>https://ticket.ncsm.city.nagoya.jp/hist/</u>)

※予約内容のご確認にはお申込み番号とメ・

ii )

チケット確認

「お申込み番号」と「お申込み時に入力したメールアドレス」 をご入力のうえログインしてください。

ログイン

お申込み番号 🔺

メールアドレス \*

「お申込み番号」「メールアドレス」を入力し 「ログイン」を押してください ※「お申込み番号」は、 予約完了メールで確認できます

# ④-2 減免申請書のご提出【観覧日決定後14日以内】

### 「減免申請フォームを開く」を選択し 必要事項を入力してください

#### 減免申請フォームを開く ≫

iv)

iii )

⑨ 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、保育所、幼保 連携型認定こども園、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療 施設、児童自立支援施設に通所している児童及びその引率者が教育上 の目的で入館するため

#### 減免申請金額

● 減免申請

観覧料の全額

その他備考

### 入力内容を確認し 申請登録を選択してください

申請登録